

健康福祉委員会 案件一覧

(令和8年8月3日開催分)

○所管事務報告3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	令和8年度「老人週間」に伴う行事等について	28	喜多 高齢福祉課長
健康政策部	2	令和8年度 緊急医療救護所等開設・運営訓練の実施について	29	伊藤 災害・地域医療担当課長
	3	大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例改正案に対する区民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について	30	元木 生活衛生課長

健康福祉委員会 令和 8 年 8 月 3 日
福祉部 資料 28 番
所管 高齢福祉課

令和 8 年度「老人週間」に伴う行事等について

実施主体	内容	対象者	実施規模等	所管
大田区	百歳以上長寿者 祝金の贈呈	男女最高齢の方 満 100 歳の方	○お祝い文 ○祝金 男女最高齢 50,000 円 満 100 歳 30,000 円 ○対象者数 ・男女最高齢 男性 1 人(満 107 歳) 女性 1 人(満 111 歳) ・満 100 歳 240 人 (男性 33 人・女性 207 人)	高齢福祉課
	米寿お祝い メッセージ カードの贈呈	満 88 歳の方	○区長からのメッセージカード ○対象者数 3,261 人 (男性 1,173 人・女性 2,088 人)	地域福祉課
大田区 社会福祉 協議会	敬老の日お祝い メッセージ カードの贈呈	男女最高齢の方 満 100 歳の方	○イベント参加区民の協力により作成された メッセージカード ○対象者数 ・男女最高齢 男性 1 人(満 107 歳) 女性 1 人(満 111 歳) ・満 100 歳 240 人 (男性 33 人・女性 207 人) ※百歳以上長寿者祝金とあわせて贈呈	

○年齢

令和 8 年度末時点（最高齢の方は 8 月 15 日時点）

○人数

令和 8 年 7 月 1 日現在

○実施日等

（百歳以上長寿者祝金）9 月上旬から敬老の日前後迄に、口座振替または区長・区職員
の訪問による贈呈 ※昨年度までは現金書留または区長・区職員の訪問による贈呈
（米寿お祝いメッセージカード）同時期に郵送による贈呈

健康福祉委員会
令和8年8月3日
健康政策部 資料29番
所管 健康医療政策課

令和8年度 緊急医療救護所等開設・運営訓練の実施について

1 訓練日程（全日程とも土曜日・午後に実施）

（1）緊急医療救護所（12 か所）

月	日	訓練会場	
10	3	東邦大学医療センター大森病院前	
	24	牧田総合病院前	
11	14	大森赤十字病院前	東京蒲田病院前
	21	池上総合病院前	大田池上病院前
	28	東京労災病院前	大田病院前
2	27	JCHO 東京蒲田医療センター前	
3	6	本多病院前	
	13	荏原病院前	田園調布中央病院前

（2）軽症者救護所（6 か所）

月	日	訓練会場	
10	24	六郷中学校	
11	7	矢口中学校	
12	5	馬込小学校	萩中集会所
	12	東調布第一小学校	
3	6	入新井第一小学校※	

※ 入新井第一小学校は、グリーンベルトで実施予定

2 訓練内容

（1）開設訓練

- ・参集状況確認（名簿記入等）
- ・備蓄品（テント等）、医薬品等搬出
- ・各エリア運営準備（テント設営等）、傷病者の動線確認

（2）運営訓練

- ・トリアージ、軽症者処置（緑エリア）、処方・服薬指導（臨時薬局）
- ・情報伝達、病院連携（黄・赤患者の搬送等）

(参考) 訓練日程一覧

月	日	緊急医療救護所	軽症者救護所
10	3	東邦大学医療センター大森病院前	
	24	牧田総合病院前	六郷中学校
11	7		矢口中学校
	14	大森赤十字病院前 東京蒲田病院前	
	21	池上総合病院前 大田池上病院前	
	28	東京労災病院前 大田病院前	
12	5		馬込小学校 萩中集会所
	12		東調布第一小学校
2	27	JCHO 東京蒲田医療センター前	
3	6	本多病院前	入新井第一小学校
	13	荏原病院前 田園調布中央病院前	

健康福祉委員会
令和8年8月3日
健康政策部 資料30番
所管 生活衛生課

大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例
改正案に対する区民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

- 1 意見公募件名
大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例改正案に対する
区民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について
- 2 募集期間
令和8年8月15日（土）から9月4日（金）まで
- 3 閲覧方法・募集
区のホームページ、区政情報コーナー、生活衛生課
- 4 意見の提出方法
生活衛生課宛て持参、郵送、ファックス、電子申請
- 5 意見申出対象者
区内在住者、区内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体、在勤者、
在学者、その他本条例案に直接的な利害関係を有すると認められる者
- 6 条例改正の背景等要旨
 - ・旅館業法（昭和23年法律第138号）における要件緩和や住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の施行により、施設に管理者不在の形態、いわゆる民泊での宿泊業が可能となって以降、それらの事業実施に伴う苦情が増加している。
 - ・旅館業法所管の厚生労働省は、令和8年6月12日付事務連絡「旅館業法に関するFAQの改定について」において、「地域の実情に応じて、施設内フロント設置・職員等の施設内常駐を条例に規定することは可能」と明記した。
 - ・住宅宿泊事業法所管の観光庁は、令和8年7月15日付通知において、「届出住宅に係るゼロ日規制（地域の実情に応じて、新たな住宅宿泊事業を実施することを禁止することなど）」、「ICT管理の義務付け」は自治体の判断において可能である旨を明記した。
 - ・国からの見解が示されたことにより、旅館業法や住宅宿泊事業法による、いわゆる民泊事業の規制強化が可能となったことを受け、条例改正を行う。
- 7 条例改正案の概要
 - ・大田区旅館業法施行条例を改正し、従事者等が旅館業施設に常駐することを必須とする規定を定める。（別紙1）
 - ・大田区住宅宿泊事業法施行条例を改正し、住居専用地域等における事業の実施制限及び事業実施可能日を週末及び祝日のみとする規定、ICT管理を義務付ける規定を定める。（別紙2）
- 8 改正条例施行予定日
令和9年度上半期

大田区旅館業法施行条例改正骨子案

1 条例改正の背景等

旅館営業については、宿泊需要の拡大を受けて平成 30 年 6 月 15 日に旅館業法の規制が緩和され、コロナ禍以降、観光需要が回復するにつれ、許可件数や相談件数が増加傾向にあります。一方で、一戸建て住宅や集合住宅等として建築された建物を旅館にする等、住宅地などでいわゆる民泊での営業増加に伴い、周辺住民から、旅館営業が開始されることに対する不安や、宿泊者に起因するトラブル等に関する相談も増えつつあります。こうした状況を背景に、令和 8 年 6 月 12 日付厚生労働省発出の事務連絡「旅館業法に関する FAQ の改定について」において、「地域の実情に応じて、施設内フロント設置・職員等の施設内常駐を条例に規定することは可能です。」と明記されました。

2 改正趣旨

旅館業施設に関する苦情は、トラブル等発生時の対応が不適切であることや管理者が施設に不在であることに起因します。このような声を考慮し、大田区において良好な生活環境を将来的に維持していくための取組として、旅館業法施行条例を改正します。

3 主な改正内容

周辺住民の生活環境への悪影響を防止するため、営業者に対し、以下の項目について、条例等で義務付けます。

(1) 営業従事者の常駐を義務化

周辺生活環境の悪化の未然防止や、災害時、緊急時を含めたより迅速な対応のため、新たに許可申請される旅館業施設に対しては、営業従事者の常駐を義務付けます。

(2) 受付等に適した玄関帳場（フロント）設置を義務化

宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場の設置を義務付けます。

(3) 管理事務所の設置を義務化

管理者常駐体制維持のために必要な管理事務所の設置を義務付けます。

(4) 一体的な管理を義務化

周辺住民から寄せられる問合せ、苦情等に対する責任の所在を明確化し、迅速な対応を営業者に求める一環として、営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であることとします。

大田区住宅宿泊事業法施行条例改正骨子案

1 条例改正の背景等

平成 30 年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法が施行され、住宅を使用して宿泊サービスを行う、いわゆる民泊が、届出を行うことにより 1 年間で 180 日を超えない日数を上限として実施することができるようになりました。一方で、コロナ禍以降、観光需要の回復による営業施設数の増加に伴い、周辺住民から、営業が開始されることに対する不安や、宿泊者に起因するトラブル等に関する相談も増えつつあります。こうした状況を背景に、令和 8 年 7 月 15 日付観光庁発出の通知において、「届出住宅に係るゼロ日規制（地域の実情に応じて、新たな住宅宿泊事業を実施することを禁止することなど）」、「ICT 管理の義務付け」は自治体の判断において可能である旨が明記されました。

2 改正趣旨

住宅宿泊事業施設を含む民泊に関する苦情は、トラブル等発生時に対応が不適切であることまたはその懸念、学校周辺における児童の安全への不安などが多数を占めます。このような声を考慮し、大田区において良好な生活環境を将来的に維持していくための取組として、住宅宿泊事業法施行条例を改正します。

3 主な改正内容

周辺住民の生活環境への悪影響を防止するため、営業者に対し、以下の項目について、条例等で規定します。

(1) 制限する区域等の見直し

「ホテル・旅館」の建築ができない用途地域（住居専用地域等）における事業の実施については、宿泊者がいる間、家主が不在とならない形態（いわゆる家主居住型）については実施が可能でしたが、当該区域における新たな住宅宿泊事業の実施は形態にかかわらず不可とします。また、区内全域の小学校及び中学校の敷地周囲 100 メートル以内の区域における住宅宿泊事業の実施についても同様に不可とします。

(2) 制限する曜日等の見直し

住宅宿泊事業法では、対象となる「住宅」とは「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」やそのために入居者の募集が行われている家屋等と規定しています。届出される住宅が、事業目的ではなく、法に規定する本来の「住宅」として、適切な目的で使用されるよう、営業が可能な曜日を土曜正午から月曜正午まで（及び祝日等休日の正午から翌日の正午まで）の期間のみとします。

(3) ICT を用いた管理の義務化

防犯カメラ等により、宿泊者の出入りの状況を常時鮮明な画像等により確認し、記録できる体制確保を義務付けます。既存の届出住宅に対しても、一定の猶予期間を設けた上で適用します。